

（方向指示器）

第 59 条 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 41 条第 2 項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあつては別添 73「方向指示器の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器にあつては次の各号に掲げる基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、別添 73「方向指示器の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該方向指示器の最小光度については次表の最小光度値の 80 % 値、最大光度については次表の最大光度値の 120 % 値まであればよい。」と読み替え、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては、別添 73「方向指示器の技術基準」1. の規定中「4. 及び 6. は適用しない」とあるのは「適用しない」と、5.1.1.及び別紙 2 の 2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、4.1.（注）の規定中「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）の両側面に備える方向指示器」とあるのは「本種類の方向指示器のみ自動車に取り付けて用いる側面方向指示器」と、「種類 5」とあるのは「種類 5 及び 6」と、「種類 3、4 及び 6 以外の自動車の両側面に備える方向指示器」とあるのは「種類 1、1 a 又は 1 b 及び 2 a 又は 2 b の方向指示器と共に用いる側面方向指示器」と、別紙 1 中「ただし、種類 1、1 a、1 b、2 a、2 b、3 及び 5 の方向指示器を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であつて、かつ、方向指示器の」とあるのは「ただし、方向指示器の」と読み替え、かつ、2.7.、2.8.、3.3.及び 3.4.の規定、4.1.（注）中「種類 6」の定義に係る規定並びに 5.1.1.括弧書き及び 5.4.の規定は適用しないものとする。

一 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

二 方向指示器の灯光の色は、^{とう}橙色であること。

2 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器であつて、その光源が 10W 以上 60W 以下であり、かつ、その照明部の面積が 7 cm² であるものは、前項第 1 号の基準に適合するものとして取り扱う。

3 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 41 条第 3 項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第 48 号第 4 改訂版補足第 3 改訂版 5.及び 6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする